

亀山市国民健康保険条例第4条第1項ただし書の規則で定める額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第31号

亀山市国民健康保険条例第4条第1項ただし書の規則で定める額を定める規則の一部を改正する規則

亀山市国民健康保険条例第4条第1項ただし書の規則で定める額を定める規則（平成20年亀山市規則第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「3万円」を「1万6千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行日の日以後の出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例による。